

## 国立歴史民俗博物館図書相互貸借規程

〔平成16年7月27日  
歴博規第31号〕

最近改正 令和5年2月28日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立歴史民俗博物館（以下「博物館」という。）と他機関との間で図書の相互貸借を推進するため、必要な事項について定める。

(貸出対象機関)

第2条 博物館が図書を貸出することのできる機関（以下「大学図書館等」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定に基づく大学の図書館（室）
- (2) 図書館法（昭和25年法律第118号）の規定に基づく図書館
- (3) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）の規定に基づく大学共同利用機関
- (4) その他館長が認めた機関

(貸出図書の範囲)

第3条 貸出対象図書は、次の各号に掲げる図書以外の博物館所蔵の図書とする。

- (1) 雑誌
- (2) 参考図書（辞典、事典、便覧、年鑑、目録等）
- (3) 貴重図書
- (4) 和装本
- (5) 非図書形態資料（卷子本、マイクロ資料、視聴覚資料、地図等）
- (6) 一般入館者用図書
- (7) 損傷の著しい図書
- (8) その他館長が指定した図書

(貸出条件)

第4条 図書の貸出は、次の各号に該当する場合に限るものとする。

- (1) 貸出申込のあった大学図書館等において、それと同じ図書が所蔵されていないこと。
- (2) 複写で目的が達せられないこと。
- (3) 購入により入手することが困難である図書であること。

(貸出期間)

第5条 図書の貸出期間は、貸出日（発送の場合は発送日）から当該図書が返却されるまでの日までとし、貸出期間は20日以内とする。ただし、博物館の業務上の都合により貸出期間を短縮することができる。

(貸出期間の更新)

第6条 貸出期間の更新は、期間更新について相当な理由があり、かつ、博物館において当該図書の当面の使用等の予定がない場合、10日以内に限り1回のみ貸出期間の延長を認めることができる。

(貸出冊数)

第7条 貸出できる冊数は、1大学図書館等につき同時期3冊以内とする。

(貸出図書の利用)

第8条 貸出した図書の利用は、当該大学図書館等の施設内に限るものとする。

(経費の負担)

第9条 図書の送付に要する経費は、当該図書の貸出を受ける大学図書館等が負担するものとする。

(亡失、汚損)

第10条 図書の貸出を受けた大学図書館等が当該図書を亡失又は汚損した場合は、博物館の請求に基づきその弁償又は修理に応じ、又は、弁償、修理に要する経費を負担しなければならない。

(貸出の停止等)

第11条 館長は、この規程の定めに違反した大学図書館等に対して、以後の貸出を停止又は禁止することができる。

(本館所蔵以外の図書の利用)

第12条 博物館の職員は、大学図書館等が所蔵する図書を利用する必要がある場合、その斡旋を博物館に依頼することができる。

2 前項により博物館が借り受けた図書の利用は、当該図書所蔵大学図書館等の定めによるほか、国立歴史民俗博物館図書利用規程の定めるところによる。

(雑則)

第13条 この規程の実施に関する事務手続きは、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年10月23日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。